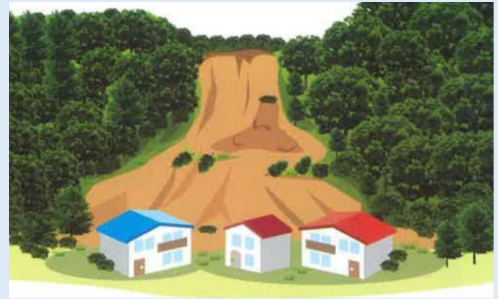


危険住宅の除却および移転に補助をします

《大分市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金》

近年、台風や集中豪雨の発生等により、全国的に土砂災害の被害が多発しています。

そういった土砂災害の被害から生命の安全を確保するために、がけ地に近接した危険住宅等の居住者に対して、当該住宅の除却および移転に対して補助を行います。



はじめに

●必ず事前相談が必要です。

事前相談の内容をもとに補助金対象となるか否かの判断をし、相談者へ回答します。

⇒まずは下記お問い合わせ先にご相談ください。

●事前相談は原則、申請したい年度の前年度に行ってください。※下記「補助金受領までの流れ」参照

補助対象となるかの現地確認や関係課との調整等があり、回答までお時間をいただく可能性があります。

●補助金申請後に大分市から発行される「補助金交付決定通知書」を受領後、各種契約(移転先住宅等の売買契約、住宅ローンの本契約等)、危険住宅の除却や代替住宅への移転を行って下さい。

⇒補助金申請前や、通知書受領前に上記内容を着手してしまった場合は、事前着手となり補助金が出ませんのでご注意ください。

■補助金受領までの流れ

※危険住宅の除却・代替住宅への移転ともに補助金を活用したい場合の参考例

補助申請
受付開始
4/15(月)

完了報告
期限
1/30(金)

申請したい年度の前年度													申請したい年度												
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
← 事前相談 → ※事前相談時の確認事項 ・危険住宅の所在地と建築時期 ・危険住宅の所有者確認 ・移転先の内容 ・移転スケジュール 等													補助金申請 市より補助金交付決定通知 売買契約・住宅ローン本契約 代替住宅への移転 危険住宅の除却 完了報告書提出 市より補助金交付決定通知 補助金支払												

【お問い合わせ】

大分市役所 住宅課

〒870-8504 大分市荷揚町2番31号

8:30~17:15(土・日・祝日は除く)

TEL:097-585-6012

FAX:097-536-5896

大分市 がけ地近接

検索

■補助対象者

⇒AもしくはBに該当する
危険住宅の居住者

A:①～③の区域が指定された際、
既にそこに存在していた住宅

①土砂災害特別警戒区域

(土砂災害警戒区域等における
土砂災害防止対策の推進に関する法律)

②急傾斜地崩壊危険区域

(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律)

③がけ条例適用区域

(大分県建築基準法施行条例)

B:以下の区域で建築後の大規模地震
や台風等により、安全上もしくは
生活上の支障が生じ、市長が移転
勧告等を行った住宅

- ・①～③の区域
- ・今後①に指定される見込みの区域
- ・補助金申請時に、過去3年で災害
救助法の適用を受けた区域

■補助対象経費および補助金の額

●危険住宅の除却費用

- ・危険住宅の除却費 … 木造の場合 1㎡あたり上限 31,000円
非木造の場合 1㎡あたり上限 44,000円
- ・引越し費用等(動産移転費、仮住居費等) … 上限97.5万円
跡地整備費を含む

●市内の安全な地域(※注)への移転(建設・購入・移転先住宅の改修)に要する費用

- ・借入金の利子相当額 … 上限421万円/戸



※建設・購入・移転先住宅の改修に係る部分は上限325万

土地の取得に係る部分は上限96万

※移転に要する資金を金融機関等から借入れた場合における当該借入金の利子
(年利率8.5%までの利子)の支払いに要する費用の補助です。

※注・・安全な地域とは上記①～③の区域と土砂災害警戒区域以外の区域を指します。

■申請期間

令和7年4月15日(火)～ 令和7年12月19日(金)

■その他

- ・あくまで概略のみ掲載しておりますので詳細はお問い合わせ先までご相談下さい。
- ・補助金は予算に達し次第終了となります。
- ・大分市HPでもこの補助金について掲載しています。

